

平成30年9月26日  
四国電力株式会社

## 法的分離に向けた送配電事業の分社化の方向性について

当社は、2020年4月までに義務付けられている送配電事業の法的分離を見据え、本年4月より「送配電カンパニー」を設置し、円滑な移行に備えた業務運営の試行を行っておりますが、本日、分社化の方向性について、以下のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

当社といたしましては、引き続き皆さまに安心して電気をお使いいただけるよう、グループを挙げて取り組んでまいります。

### 1. 分社化の目的

2020年4月の送配電事業の法的分離に対応し、送配電事業の一層の中立性を確保するため、法的分離後の事業形態として、発電・小売電気事業等を運営する事業持株会社の下に、一般送配電事業を行う100%子会社を設置する方向で検討を進めます。

### 2. 分社化の方式

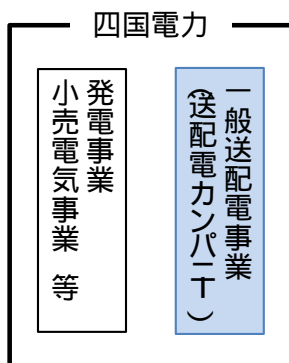
当社を分割会社とし、送配電会社を承継会社とする吸収分割とします。

### 3. 今後の予定

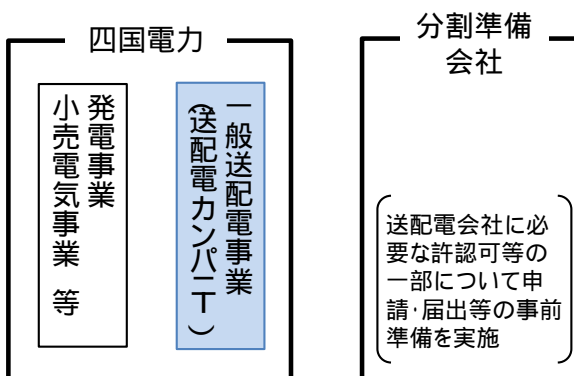
2019年4月	分割準備会社設立
〃	当社と分割準備会社との間で吸収分割契約締結
6月	株主総会決議により吸収分割契約の承認
2020年4月1日	吸収分割の効力発生日（分社化）

## (参考) 分社化のイメージ

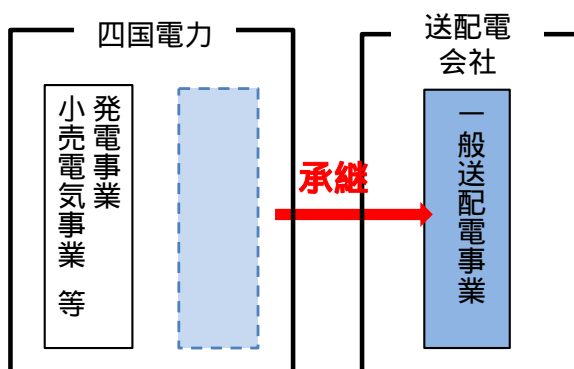
現在



2019年4月 分割準備会社設立



2020年4月 分社化



分割準備会社に一般送配電事業の資産・負債、その他の権利・義務を承継し、送配電会社として事業を開始

以上